

# いじめ防止基本方針



山梨市立山梨南中学校

## 目次

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	1～2
1	はじめに	
2	いじめの定義	
3	いじめに関する基本的認識	
II	未然防止の取組	2～4
1	いじめの防止についての基本的考え方	
2	いじめ防止のための措置	
(1)	いじめについての共通理解 (傍観者とならず)	
(2)	いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3)	いじめが生まれる背景と指導上の注意 (発達障害を含む障害のある生徒)	
(4)	自己有用感や自己肯定感を育む	
(5)	生徒自らがいじめについて学び、取り組む	
III	早期発見の取組	4
1	基本的な考え方	
2	いじめの早期発見のための措置 (部活動休養日)	
IV	いじめへの対処	5～10
1	基本的な考え方	
2	いじめの発見・通報を受けたときの対応 (重大事態への対応)	
3	いじめられた生徒又は、その保護者への支援 (自殺)	
4	いじめた生徒への指導又は、その保護者への助言	
5	いじめが起きた集団への働きかけ (いじめの解消)	
6	インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	
V	その他の留意事項	10～11
1	組織的な指導体制	
2	校内研修の充実	
3	校務の効率化	
4	学校評価と教員評価	
5	地域や家庭との連携について	
VI	いじめ問題に取り組む体制の整備	11～14
1	基本的な考え方	
2	「いじめ対策委員会」の設置	
3	いじめ防止指導計画	
4	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

## 1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起りうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んで行く必要がある。

## 2 いじめの定義

### 定義

第二条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場を尊重しなければならない。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 3 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下の特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- (1)いじめは、人間として決して許されない行為である。
- (2)いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

- (3)いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4)いじめは、様々な様態がある。
- (5)いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6)いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7)いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8)いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9)いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

このいじめの問題に対するため、基本的な理念や体制が定められた。それが「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)である。13条の規定及び国のがいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

#### 基本理念

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## II 未然防止の取組

### 1 いじめの防止についての基本的考え方。

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが必要である。生徒が集団の一員として自覚し自信が育まれることにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係を、生徒自らが作り出していくものと期待される。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい生活を行い、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すことにより、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなるべくはづである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、集団の一員として自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していきます。いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことからはじめていくことが必要である。

## 2 いじめ防止のための措置

### (1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。また、生徒に対して傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう一線的な取り組みを行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手にどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わることを踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。なお、教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長するようなことがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになり、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (4)自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められ満たされている思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるように努める。その際、当該学校の教職員はもとより、地域や家庭の人々などにも協力を仰ぎ、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。なお、社会性や自己肯定感、自己有用感は発達段階に応じて身についていくものであるので、異校種間などで適切に連携をして取り組むことが考えられる。幅広く、長く多様な眼差しで生徒を見守ることができ、生徒自らも見通しを持って自己の成長を感じることができ、自らを高めていくことができる。

#### (5)生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、問題を主体的に考え、生徒自らがいじめの防止を訴えていくような取り組みを推進する。

例：生徒会による「あいさつ運動」や「いじめ撲滅の宣言」など

### III 早期発見の取組

#### 1 基本的考え方

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが第一である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようとする。それとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力をともなわないいじめの早期発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭とも連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援する。また、生徒に関わることを教職員で共有し、保護者とも連携して情報を収集しやすいうように努める。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関しての相談ができる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用やスクールカウンセラー、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。また、部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに関する相談等に応じる時間をいっそう確保する。

### 早期発見の手立て

- ① アンケート調査
- ② 個人ノート、生活ノート、日記
- ③ 個人面談
- ④ 教育相談
- ⑤ 日々の観察
- ⑥ 保健室の様子
- ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友達からの相談
- ⑨ 保護者からの相談
- ⑩ 地域の方からの相談

## IV いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校における「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。その後は、委員会組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談する。

### ※重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

## ①重大事態の発生と調査

### ア 調査を要する重大事態の例

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
  - ・ 生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

### ウ 調査の趣旨及び調査主体

学校の設置者は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。学校の設置者が調査の主体となるのは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。学校が調査主体となる場合は、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

### エ 調査を行う組織

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から設置しておくことが望ましい。また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

### オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。また、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対

して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ぼないように留意する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院や死亡の場合）

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法は、原則として、在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などをを行う。

○ いじめられた生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構することを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方にについて以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

カ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また重大事態が発

生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、生徒、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## ②調査結果の提供及び報告

### ア 調査結果を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### イ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告する。上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

## 3 いじめられた生徒又は、その保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方を持たず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱いなどプライバシーには十分配慮し、以後の指導にあたるようとする。

家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安をなくすとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなどいじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、出席停止の制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察経験者など外部の専門家の協力を仰ぐ。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りアンケート等により判明した情報を適切に利用する。

## 4 いじめた生徒への指導又は、その保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教員が連携し、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警

察経験者など外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を確認したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導にあたってはいじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱えた問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。当該生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さら出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話しあうなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ア いじめに係わる行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解

消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 6 インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は、地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが重要である。

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。また、生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。更には、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

## V その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学にあたって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する事により、より実効的ないじめの問題の解決に資すること

が期待される。

## 2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

## 3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んで行くことができるようになるため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。生徒と向き合う時間を確保する。

## 4 学校評価と教員評価

教職員が生徒と向き合い、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえて行なうことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成目標を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さない、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

## 5 地域や家庭との連携について

本校のいじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。たとえば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

# VI いじめ問題に取り組む体制の整備

## 1 基本的考え方

「いじめ防止対策推進法」では、次のように定められている。

### 第 13 条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みをすることが求められる。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかを定期的に点検・評価し、生徒の状況や地域の実態に応じて取り組みを行う。

## 2 「いじめ対策委員会」の設置

### (1) 「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部会(各学年生指担当、養護教諭)、教育相談主任、カウンセラー

### (2) 「いじめ対策委員会」の役割

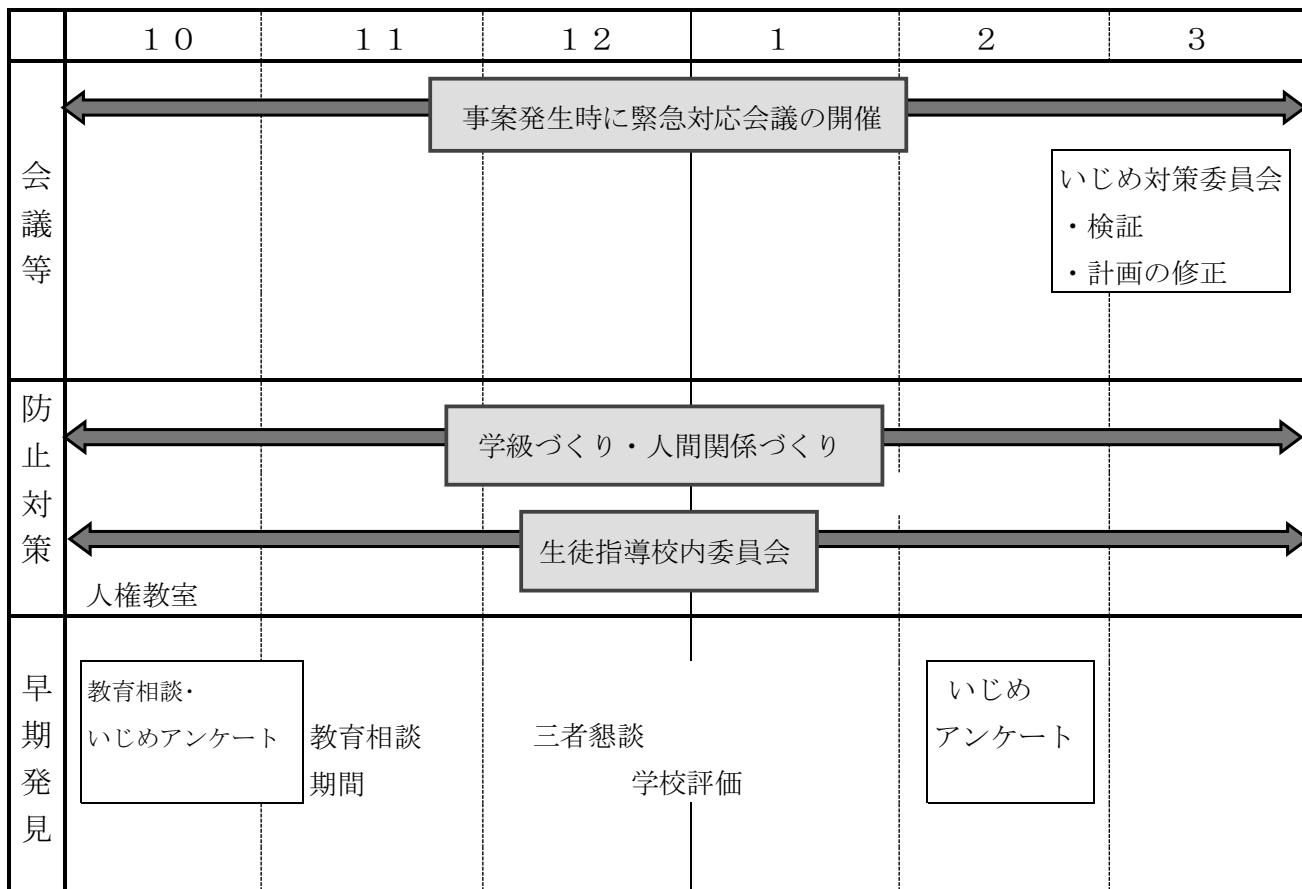
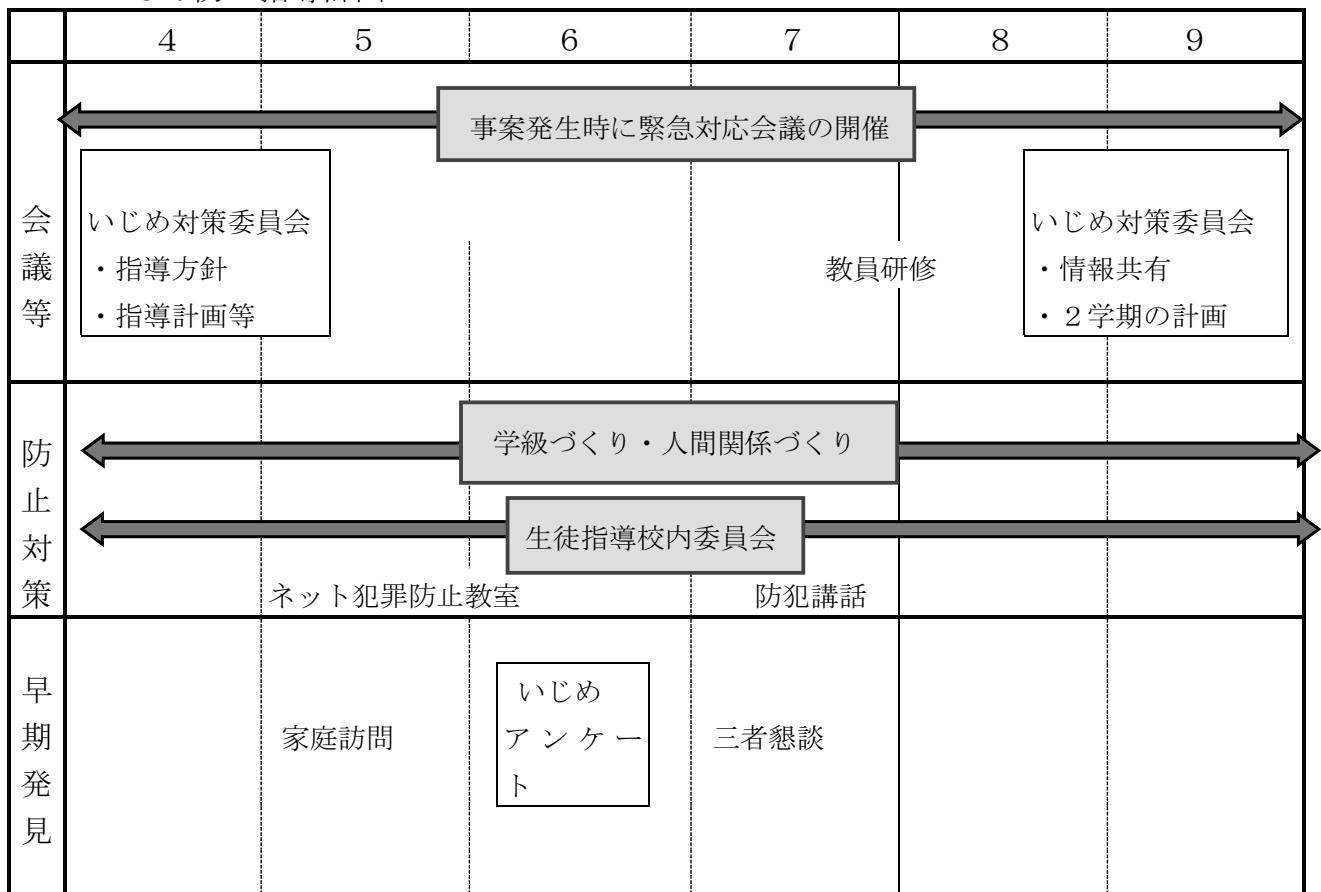
学校がいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があったときは緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者への連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤重大な事態への対処

### (3) いじめ対策委員会の開催

定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

### 3 いじめ防止指導計画



#### 4 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

「生徒指導上の対応 報告・連絡・相談について」をもとにとする。

発見

- ・定期的なアンケート調査
- ・教育相談
- ・被害者、その保護者、友人等の訴え。
- ・担任、教科担任、養護教諭等の生徒を見ている中での報告。



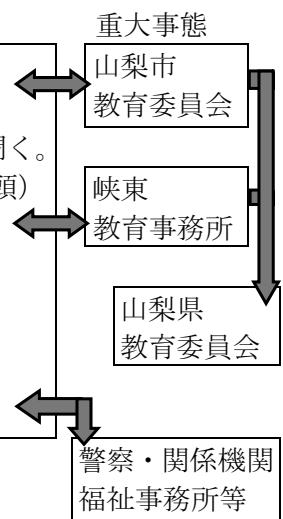
初期対応

- |  |   |
|--|---|
| ①情報収集し、一元的に集約する。<br>③生徒のプライバシーに配慮する。<br>⑤学校側の姿勢を明確にする。 | ②「いじめ対策委員会」に情報を迅速・確実に伝える。<br>④学校は教育の場だということを忘れない。<br>⑥状況によっては外部機関との連携を図る。 |
|--|---|

対応の手順

情報収集と連絡・報告

- ①いじめの報告・被害生徒を落ち着かせて話を聞く。(委員会組織を中心に)
- ②情報の確認(5w1h誰が、いつ、どこで、何をどうした、なぜ)について聞く。
- ③管理職への報告、第1報(「いじめ対策委員会」→生徒指導主事→校長・教頭)  
緊急の場合は直接校長へ
- ④教職員への指示(複数の教職員で対応、メモ・カメラなどで記録)
- ⑤周りの生徒、関係の生徒にも必要とあれば話を聞く。(情報収集)
- ⑥管理職等への報告(情報を一元的に集約し、時系列により記録する。)
- ⑦保護者への連絡(確認した内容を端的に伝える。)
- ⑧各種教育機関・警察署への通報(状況により校長判断で)



連絡・報告は問題が解決するまでこまめに行う。

対応方針の協議

- 学年主任、学年生指、担任等による  
対応チームで対策会議
- ・生徒や教職員から集まった情報の整理
  - ・被害生徒や保護者の意向を踏まえた上で  
今後の対応策を具体的に検討

緊急職員会議

- ・全職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担

関係者への対応

- 被害生徒への対応
- ・必要に応じて教育相談など
- 被害生徒保護者への対応
- ・管理下で起こったことについて謝罪
  - ・状況報告と学校の対応の説明
- 加害生徒への対応
- ・プライバシー確保
  - ・担当者、生徒指導の叱責、説教
  - ・自分の行為を見つめて、反省させる
  - ・再発防止の指導
  - ・前向きな生活への指導、励まし
- 加害生徒保護者への対応
- ・今後の指導方針と方法の検討
  - ・協働し解決していく姿勢を示す
  - ・必要に応じてカウンセラー等紹介

全校生徒へ向けての指導(必要があれば)

- 臨時の学級活動・学年集会・全校集会等での対応
- ・事件の説明
  - ・全校生徒への道徳や社会のルールについての指導
  - ・情報の収集
  - ・憶測や噂話をしないよう指導
  - ・再発防止への意識を高めるための指導

再発防止への取り組み

- ・普段の生活の中からの生徒指導
- ・生徒の動向の掌握
- ・教育相談体制の充実

策定年月日 平成26年3月10日  
(令和3年3月15日 改訂) (令和4年3月15日 修正) (令和6年3月18日 修正)